

山鹿市乳児等通園支援の実施に関する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第17号

山鹿市乳児等通園支援の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が実施する乳児等通園支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「乳児等通園支援」とは、山鹿市立保育園において実施する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第11項に規定する乳児等通園支援をいう。

(対象者)

第3条 乳児等通園支援は、子ども・子育て支援法第30条の14に規定する子どもについて、同法第30条の15第1項の規定により市町村の認定を受けた保護者に対して行うものとする。

(実施日及び実施時間)

第4条 乳児等通園支援は、市長が別に定める日に実施するものとする。

2 乳児等通園支援の実施時間は、午前9時から午後3時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用制限)

第5条 乳児等通園支援は、子ども1人につき1月当たり10時間を超えて利用することはできない。

(乳児等通園支援の申込み)

第6条 乳児等通園支援を利用しようとする保護者は、乳児等通園支援申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(乳児等通園支援の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込みをした保護者にその旨を通知するものとする。

(負担額)

第8条 乳児等通園支援の利用に係る利用者の負担額（以下「利用者負担額」という。）は、1時間当たり300円とし、月ごとの利用に基づき算定した額を徴収するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担額を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（単給世帯を含む。）に属するとき。
 - (2) 当該年度（4月から8月までの間にあつては、前年度）の市町村民税が非課税である世帯に属するとき。
- 2 保護者は、利用者負担額を、乳児等通園支援を利用した日の属する月の翌月末日までに納入しなければならない。
- （その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第6条の規定による申込み及び第7条の規定による決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

乳児等通園支援申込書

（宛先）山鹿市長

保護者 住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

電話番号

次のとおり乳児等通園支援を申し込みます。

予約種別	<input type="checkbox"/> 柔軟利用 <input type="checkbox"/> 定期利用	
利用日	年 月 日 ～ 年 月 日	
利用時間	時 分 ～ 時 分（ 時間）	
施設名		
児童	氏名	クラス名
		歳児